

地方消費税率の引上げ分の使いみち

消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障経費(年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策)、その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に充てることとされています。

令和3年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

(単位:千円)

経費区分	決算額 (千円)	財源内訳		うち引上げ分の 地方消費税 交付金	備考	
		特定財源 (国県支出金等)	一般財源			
社会福祉	障害者福祉	9,247,906	6,159,400	3,088,506	723,221	扶助費(性質別)
	高齢者福祉	1,242,564	446,087	796,477	186,507	
	児童福祉	14,466,138	10,297,540	4,168,598	976,141	
	生活保護	7,281,657	5,458,130	1,823,527	427,007	
	その他	51,592	22,680	28,912	6,770	
社会保険(国保・介保)	9,755,305	1,525,503	8,229,802	1,927,134	他会計繰出金等	
保健衛生	398,773	300,999	97,774	22,895	扶助費(性質別)	
合計	42,443,935	24,210,339	18,233,596	4,269,675		

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。